

# 百年戦争とフランス民族の形成(下)

——ノルマンディにおける支配と抵抗をめぐって——

川 口 博

## 目 次

- 一 いわゆる「民族的抵抗」
  - 二 ノルマンディの抵抗運動(以上前号)
  - 三 イギリスのノルマンディ支配(以下本号)
  - 四 抵抗運動と民族の形成
- 三、イギリスのノルマンディ支配

以上のようなノルマンディの抵抗運動を誘発したのは一体何であろうか。はじめに述べたように多くのフランス史家はこれらの抵抗運動を「民族的抵抗」と呼び、民族意識に目覚めた民衆の積極的抵抗として理解する傾向がある。果してフランス民族の民族的自覚がそのイギリス侵略者に対する反抗の原動力となつたといえるであろうか。イギリ

スの支配、ことにイギリス兵の駐留——そのノルマンディ住民との直接的・日常的接触——が、理解できぬ言語を口にし、共感しえぬ風習を身につけた「外国人」《strangers》についての認識を住民の中に植えつけ、その結果逆に言語・風習を同じくする住民相互の連帯意識、共同体意識を強めたであろうことはおそらく疑問の余地がない<sup>①</sup>。しかしそれをしも民族意識と呼びうるならば、それは本来「フランス民族」の連帯意識であるより、むしろ「ノルマンディ民族」《nationahie normande》の連帯意識ではなかつたであろうか。ペロアが指摘しているように、近代の民族主義には縁のない当時の人々の反抗運動を理解するには、彼らの時代に身を置いて考えることが必要なのである<sup>②</sup>。

いうまでもなくこの時代のフランスには、民族形成の基盤となるべき諸要素——経済、言語、地域等々——の共通性が未だ十分に成長してはいなかった。経済生活の共通性を表現する国内市場圏の成立は十六世紀をまたねばならず、また言語も、ブルターニュ語やフランドル語を除いても、なお知識層のラテン語、北部のオイル語、南部のオック語が不統一に併存した<sup>⑤</sup>。しかも極端な地域の封建的分裂が依然としてフランスを支配していた。封建諸侯領の中に形成されたいわゆる「地方的民族」《nationalités provinciales》は「フランス民族」に優先し、時にはそれと対立した。イギリス領アキテーヌは、フランスに属するよりイギリスに服する方がその経済的利益に適うと公言してはばからない。古来の王領地においても各地方、各都市の独立意識がきわめて強く、その諸特権を固執しながら各自の利害を王国全体の利害に優先させた<sup>⑥</sup>。まさに「封土はいたるところに存在したが、民族は未だ真に自らを自覚するにいたらなかった」<sup>⑦</sup>のである。

こうして百年戦争期のフランスにおいて、成熟した民族意識の存在が否定されるとすれば、多くのフランス中世史

家が不用意に——正確な定義を与えることなしに——この時期の諸現象の表現に付加する《national》ないし《patriotic》<sup>⑧</sup>という形容詞に対して疑問をさしはさむことは許されてよからう。前節で扱ったように、ノルマンディの「悪党」を以て祖国のために進んで犠牲となつた愛国者とする解釈には幾多の疑問が残されている。一般にノルマンディ住民の抵抗運動を「民族的抵抗」として表現するのは、時代錯誤の危険を含んだ近代主義的な理解の仕方を示してはいないだろうか<sup>⑨</sup>。ノルマンディの民衆をしてイギリス侵略者への抵抗に駆り立てた直接の動機は、当時なお十分な実体を伴なわぬ民族意識や愛国的情熱であるよりも、むしろ戦争とイギリスの支配とがもたらした彼らの生活の破壊であつたと考えるべきではなからうか。

シャルル六世の死からシャルル七世の治世へ筆を進めるに当つて、バザンは次のように書いている。「彼の治世にこの王国は、あるいは絶えざる内乱と対外戦争とのため、あるいは政治する者ないし指揮をとる者の放逸と怠慢のため、あるいは秩序と軍紀の欠如のため、あるいは戦士たちの貪欲と頹廢のために潰滅状態に陥り、ロアール河からセ

―又河まで、さらにそこからソナム河にいたるまで、農民が殺されるか逃亡するかしたため、町や城砦に隣接するわずかの土地を除いてほとんど全農地が長年に亘つて耕作されぬのみならず、耕しうる人さえもたぬという始末であつた。全く荒廢し、耕作されず、見棄てられ、住む人もなく、茨の茂みに蔽われ、あるいはまた樹木の繁茂しやすい地域では、かつて農地のあつた場所に深い森が作られる。

……：……：こういう地方でこの時代に耕作できたのは、町や砦や城の内部と周囲の土地だけであつた。塔や物見の上から見張番の眼が、今にも襲撃をはかる悪者どもを見つけることができるからであつた。事あらば見張番は鐘かラッパまたはその他の鳴物を鳴らして、農地や葡萄畑で働く人々に避難の合図を送つた。以上はほとんどいたる処で共通にしかも頻繁に起つた事態であつた。その結果牛や馬は見張番の合図を聞いて鋤の綱を解かれると、長い習慣に教えられて、すぐさま誘導もされずに、狂つたように速足で安全な避難場所にもどるほどになつていた。羊や豚も同じ習慣を身につけていた。<sup>⑦</sup> 直接にしる間接にしる、戦争の被害はほとんどフランス全土に及んだであらう。諸都市はその防

衛に狂奔し、被災を最小限に喰いとめる努力を続けた。悲惨をきわめたのは農村であつた。敵も味方も区別がなかつた。正規兵も掠奪兵も差別がつかなかつた。兵士はすべて農民の敵であつた。彼らは農家に火を放ち、農作物を破壊し、家畜を徵発した。逃亡こそ農民の最後の手段であつた。森や石切り場にかくれ込み、あるいは付近の町に避難した。絶望した農民は時には徒党を組んで、イギリス軍であれ、ブルゴーニュ軍であれ、はたまたフランス軍であれ、あらゆる掠奪兵士に対し執拗な復讐のゲリラ戦を挑んだ。<sup>⑧</sup>

ノルマンディはこのような戦争に伴なう災害と混乱をつぶさに体験した地方の一つであつた。しかもこの地がフランス第一の農業先進地域であり、早期の農奴解放がこれまでにその農業生産力のいちじるしい発達をもたらしていたことはあらためていうまでもない。ルーアンからは後背地帯の小麦が州外に、さらに王国外にも輸出され、十四世紀の末でもヴェクサンの小麦がオランダに輸送されている。<sup>⑨</sup> しかし十五世紀の戦乱がこの発達した農業生産力を甚だしく傷つけたであらうことはおそらく疑いない。果してイギリスの支配はこの地に平和をよみがえらせ、傷ついた生産

力を再建することができたであろうか。

ノルマンディは「複合王国」の最後の拠点であつた。ここではイギリスの占領政策はもつとも峻厳であると同時にきわめて慎重であり、無意味な破壊や不用意な衝突を極力回避する努力が重ねられた。服属した住民の生命財産を保障し、進んで協力するフランス人には官位を授け、あるいは没収された貴族の領地を与えた。都市の特権を確認し、商業振興に積極的な政策をとり、当初企画されたアルプール Harfleur のイギリス商業植民地化政策もまもなく放棄された。「複合王国」はイギリスのフランス併合を意味しない<sup>⑩</sup>。イギリス当局は自国の制度をノルマンディに移植しなかつただけでなく、むしろかつてのカペーやヴァロアのフランス王家よりもノルマンディの固有の地方的慣習や地方的制度を尊重した。廃止されていた若干の諸機関が復活され、有名無実と化していたいくつかの諸制度が強化されて、イギリス支配の行政機構を形成した<sup>⑪</sup>。ことに、一三八二年以来一度も召集されず、フランス国王によつて全く無視されていたノルマンディ地方三部会がベドフォードによつて重視され、その摂政在職十三年の間に二〇回以上も

召集され、しかも租税の議決、その使途の規制、徴集方法の監督など本来の機能のみならず、民意を反映して当局の立法行為に協力するといった権限をも認められたことは注目<sup>⑫</sup>に価しよう。その上行政諸機関に任用されたイギリス人はきわめて少数であつた<sup>⑬</sup>。中央・地方をとわず文官職はほとんどすべてフランス人に留保され、しかもその権限が拡張強化された。元来王領地の財務管理を預つた地方官ヴィコント vicontes に三部会召集の責任を委ね<sup>⑭</sup>、とくに住民に対する軍隊の犯罪行為の調査を命じたことに示されているように、フランス人文官を占領軍と住民との間のいわば緩衝地帯として利用し、軍事占領という厳しい事態に穏和な印象を与えることはイギリスによるノルマンディ統治の一つの原則であつた<sup>⑮</sup>。

しかしいうまでもなく、バイイ Bailiffs や城砦守備隊長などの武官職、すなわち軍事・警察の全権はもっぱらイギリス人の手中に握られていた。ノルマンディ全土に網の目のごとく散在した五十余の城砦にはそれぞれイギリス人隊長の率いる守備隊が配置され、しかもこれらの隊長の多くは——イギリス当局に協力するフランス人、ノルマンディ

の征服に勲功のあつた他の若干のイギリス人と同じく——亡命貴族の没収領地を封土として受領し、その価値に応じた兵員数を維持して城砦を防衛すべき義務を負わされた。

これは単純な論功行賞ではない。多くのイギリス人領主をいただく封建体制を樹立することによつて、ノルマンディの軍事占領、そのイギリスへの帰属を永久化しようとの意図を蔵するものであつた。<sup>⑩</sup>しかし「世界史上、軍事占領が勝者と敗者との和親に貢献した事例はどこにも存しない」<sup>⑪</sup>。

宇備隊の無規律と横暴はいたる処で住民との摩擦をひき起した。イギリス当局は兵士の無軌道な行為——不当な物資の徴発、非公式な通行許可証の発行、夜警制度の濫用、<sup>⑫</sup>正規の部隊からの脱走等々——を規制すべく不断的努力を払い、守備隊の査閲を励行し、部下の犯罪に対する隊長の責任を追求し、さらにヴィエントをして守備隊の犯罪を調査・報告せしめ、掠奪兵士の給与から相当金額を控除して被害を受けた住民への補償にあてた。<sup>⑬</sup>しかしこのような内容をもつた法令を幾度も発布し、さらにこういう法令の存在を全住民に宣伝することによつて施策の徹底をはかるという当局の厳格な軍紀維持対策は、かえつて逆に、規制の対象

たる守備隊の非行が当局の不断的努力にもかかわらず絶えず発生し、容易に克服されるものでなかつたことを裏書きしている。

イギリス守備隊の誅求とともに頻繁な重税が住民を苦しめた。ヘンリー五世はそのノルマンディ征服の戦費の大部分をなお本国から調達することができた。しかしまもなくイギリス議会は「複合王国」の財政的原則——いわば兩國の独立採算制——を楯にとつて、戦費調達の際税を拒否した。<sup>⑭</sup>ベドフォードはフランスでの出費をフランス自体にまかなわせるよりほかはなかつた。ここしばらく廃止されていた間接税を復活し、とりわけタイユの徴集を再び三部会に訴えることが必要であつた。しかもイギリスの支配権が不安定をきわめ、あるいは戦乱による疲弊がはなはだしく、さらに地方三部会の伝統の浅いイル・ド・フランスやシャンパーニュなど古来の王領地は、ほとんどこのような徴税政策の対象になりえない。すべての租税負担は必然的にパリ市民とノルマンディ住民の肩にかかつた。「まさにノルマンディは文字通りランカスター体制の乳牛であつた」<sup>⑮</sup>。ベドフォードがノルマンディの地方三部会を尊重し

たのも、実はさし迫つた徴税の必要からであつたにすぎない。三部会はベドフォードの要求にほとんど抵抗を示さなかつた。その形式的な同意は住民に対する厳しい徴税政策の安全瓣の役割をつとめた。しかし三部会が議決した全般的租税と、さらに加うるに局地的議会の議決した局地的租税とは住民の生活を破壊し、住民の反感と反抗を煽ることにならう。<sup>(3)</sup> 住民の反抗は軍事力の増強を促し、それがまた新たな租税の徴集を不可避にする。この悪循環の中にイギリス占領支配の矛盾と動揺が象徴されている。イギリス当局がたえず秘密警察の眼を光らせて住民とシャルル七世側との結びつきを極度に警戒したのも、その動揺と不安を暴露する以外の何ものでもなかつた。<sup>(4)</sup>

要するにイギリスの支配はノルマンディに平和をもたらず力も、失われた繁栄を回復する能力もなかつた。その軍事占領は守備隊の誅求と残虐を伴ない、重税の賦課を要求することによつて、すでに戦禍に破れたノルマンディの国土に新たな破壊をつけ加えた。かつては穀物を輸出しながら、今や逆にその供給をイギリスに仰がねばならぬというのがこの地方の実状となつた。<sup>(5)</sup> 一四二五年一月のある夕

方、コタンタン Cotentin 地方で殺人事件があつた。<sup>(6)</sup> 貧しい一農夫が昼間の喧嘩を腹にすえかねて相手を斧で打ち殺したのである。喧嘩の動機は、タイユをめぐる二人の雑談中に生じ、しかも殺人はこの農夫が夜警の義務を果すべく出かける途中で行われた。この事件は破壊的な環境におかれたノルマンディ住民の苦悩と焦燥、さらにそれらがかもし出す不穏な雰囲気を象徴してはいないだろうか。

「民族的抵抗」と呼ばれる諸現象——市民の陰謀、「悪党」の活動、農民の蜂起等々——はこのような雰囲気の中に展開された。その直接の動機は何よりもまず以上のような政治的社会的環境の中に求められるべきであらう。すなわち戦乱による、さらにイギリスの軍事占領によつて倍加する、生活の混乱と破壊こそその基本的動機であつた。陰謀、「悪党」、農民蜂起の別をとわず、ノルマンディの民衆運動は多かれ少なかれイギリス占領当局をその攻撃対象として、イギリスの支配に深刻な動揺を与えた。しかしそれは抽象的な民族意識からであるよりも、むしろイギリスの支配が民衆の生活を破壊したからにほかならない。一般に民衆が求めたものは安定した生活であり、それを保障すべき平和

であつた。トヤ・マゼンはツールの休戦（一四四四年五月）がもたらした民衆の歡喜をいさゝきた筆致で語つた。<sup>⑥</sup>そこに描かれたものは平和の回復を神に祈り神に感謝する民衆の姿、民衆の純粹な平和への欲求以外の何ものでもない。要するにノルマンディ民衆の抵抗運動は、「民族的抵抗」であるよりもまず、生活を守り平和を求める闘争として理解されねばならぬ。

⑥ Martin, op. cit., pp. 172, 174 f.

⑦ Perroy, op. cit., p. 215.

⑧ オイル語がラチン語やオック語を決定的に抑えてフランス全土に普及するのは、ようやく十五世紀の後半以後、とくに十六世紀を通じてである。G. Dupont-Ferrier, *La formation de l'état français et l'unité française*, 1946, p. 143.

⑨ Defournaux, op. cit., p. 11 f. «nationalisme provincial» は戦後もなお執物をさわめた。王権の滲透に抗議して古來の特権を固執したノルマンディの自治要求や、ルイ十一世時代の «Bien Publique» の亂がこれを証する (Perroy, op. cit., p. 293 f.)。

⑩ Dupont-Ferrier, op. cit., p. 122.

⑪ Germaine & Claude Willard はイルクス主義の立場からフランス民族の形成を概説した近著の中で、百年戦争期の叙述に «sentiment patriotique」という表現を用いながらも、それが時期的に早すぎたこと、むしろ «patriotique» の意であることを断つ

us (Formation de la nation française, 1955, p. 37 n. 1)。

⑦ Basin, op. cit., Tome I, p. 84 ff.

⑧ Defournaux, op. cit., p. 221 f. などには有名な農民出身のタビヤ Tabary は、約五〇人の農民を率いて数年間リヨン Lyons の森にたごもり、イギリス、フランス、ブルゴーニュの別なくあらゆる軍隊に攻撃を加えたといわれる (ibid., pp. 213, 227)。

⑨ J. Sion, *Les paysans de la Normandie orientale*, 1909, p. 146 f.

⑩ Defournaux, op. cit., p. 275.

⑪ これは、かつての «sénéchal de Normandie» が復活して、ルイ十四世の中央政府の臨時出先機関と化したことと «Échiquier» が司法機関として再組織されたこととをノルマンディ特別の «Chambre des comptes» がカンに設置された。

⑫ Rowe, *Estates of Normandy*.

期 日	開催地	税額 (l.t.)
1423 (2月)	Vernon	60,000(?)
(7月)	Vernon	60,000
(12月)	Caen	200,000
1424 (10月)	Paris	240,000
1425 (10月)	Paris	160,000
1426 (9月)	Mantes	120,000
1427	Paris	50,000
	Caen	
1427 (9月)	St. Lô, &c.	120,000
	Rouen	
1428 (6月)	?	60,000
1428 (9月)	Rouen	180,000
?	?	—
1429 (11月)	Rouen	140,000
1430 (3月)	Rouen	70,000
(8月)	Rouen	120,000
1431 (3月)	Caen	63,600
1431 (6月)	Rouen, &c.	150,000
	Rouen	
(10月)	Rouen	200,000
1432 (11月)	Mantes	200,000
1433 (12月)	Caen	220,000
1434 (9月)	Rouen	344,000
1435 (5月)	Bayeux	40,000
	Rouen	

ノドフォード在職中に開かれたこの地方三部会の期日、開催地、議決した税額を示せば右のようである (Ibid., pp. 556-7)。なおこのほか、局地的な議会もほとんど毎年のようにどこかで開かれ、局地的な租税を議決してゐる。

⑭高級官職を占めたイギリス人はロチエヌター司教、サフォーク伯などの少数に限られ、『Grand Conseil』も『Conseil de Normandie』も、それぞれ十数名のメンバー中イギリス人は二、三名にすぎなかつた (Pettit-Dutailis, op. cit., pp. 7, 8; Perroy, op. cit., p. 217)。

⑮Rowe, *Estates of Normandy*, p. 561.

⑯B. J. H. Rowe, *Discipline in the Norman Garrisons under Bedford*, 1422—35 (E. H. R., 46, 1931)

⑰『Treasurers』の、ついは財政上の見地からではあるが、軍隊の査閲に強く関与した。その詳細については R. A. Newhall, *Muster and Review*, 1940.

⑱Perroy, op. cit., p. 218.

⑲Ibid., p. 201.

⑳伝統的に住民は城砦夜警の義務を負つていた。しかしイギリスの守備隊は、住民が直接その義務を果すよりも、免役金や義務不履行ないし怠慢に課される罰金を徴収する方を好んだらしい。一般住民の理解できぬ英語で夜間の合言葉を定め、しかもこの合言葉で即答できぬ夜警人は任務中居眠つていたものとして罰金を課され、また義務履行の意志ある住民が任務を強制的に拒否されて、不履行の罰金をかけられることがあつた。こう

いう不法を是正すべく、一四二五年十一月、夜警に関する詳細な命令が出された (Mont-Saint-Michel, pp. 225-228)。なおこの夜警制度の悪用に、より徹底的なメスを加えたのが一四二八年九月の法令である。R. A. Newhall, *Bedford's Ordinance on the Watch of September 1428* (E. H. R., 50, 1935)。

㉑Newhall, *English Conquest*, p. 222 ff. 守備隊の軍紀を規制する政策はすでにケンリー五世によつてもとられたが、さらにこれを推進したのはノドフォードである。彼が発布した多数の法令中、つとも包括的で重要なのは、一四二三年一〇月、ことば一四二八年九月の法令である (前註参照)。Rowe, *Discipline in the Norman Garrisons*.

㉒Perroy, op. cit., p. 223.

㉓Ibid., p. 225.

㉔リューホールの計算に従えば、ノルマンディ住民の納税額 (年間個人平均) は次の通り—— 5 s. t. 4 d. (1419—20), 10s. t. (1421—22), 14 s. t. 3 d. (1423—24)。最後の二四二二—二四年の納税額はほぼ大工の手間賃三日分に相当し、重視に値んだ一四一六、一四一七年のイギリスのそれに接近してゐる (Newhall, *English Conquest*, pp. 184—187)。つまり、さもなくノルマンディが戦禍に荒れた地方であることを想起する必要がある。

㉕自称皇太子を「國王」と呼び、その徒党を「フランス人」と称することを厳禁するとの勅令が一四二三年一二月全ノルマンディに公布された (Rowe, *Estates of Normandy*, p. 205)。敵方にはしつた男から預つた子供を二年間養育し、密告されて罰金刑



を受けた農民兄弟の例 (Mont-Saint-Michel, p. 161 ff.)、酒に酔つて「自分は二回もアルマニヤック党に捕えられたが、それでもフランス王の方がイギリス王よりよい」と公言したため、投獄された仕立屋の例 (ibid., p. 300 ff.) がある。

②Petit-Dutaillis, op. cit., p. 11; Calmette et Deprez, op. cit., p. 360.

③Mont-Saint-Michel, pp. 231 f.

④Bassin, op. cit., Tome II, p. 8 ff.

#### 四、抵抗運動と民族の形成

しかし以上のように、ノルマンディ民衆の抵抗運動——一般にイギリス占領全地域に展開した民衆の抵抗運動——を以て一義的・無規定的に「民族的抵抗」として性格づける一般の通説に対して疑問を投ずることは、これらの運動が、不十分ながらも当時の文献や詩歌に散見される一種の民族的自覚<sup>①</sup>と全く無関係であり、そのころからフランスに進行したといわれる民族的結集と全く無縁であるということの意味しない。後に述べるように事態はまさに逆であった。いわんやノルマンディにおける民衆の抵抗がイギリスの支配に深刻な打撃を加え、その解放の主要な原動力となつた事実是否定さるべくもない。しかし未だ成熟した民族

意識を伴わない民衆の抵抗運動は、それ自体基本的には生活と平和のための闘争に終始して、イギリス占領当局に對抗する明確な政治意識に欠けるうらみがあり、もともと孤立分散的な性格を免れがたい。一四三四—三六年のノルマンディ農民蜂起、ことに「悪党」の活動内容はこれを明白に例証している。ノルマンディの解放を達成するには、これらの本来孤立分散的な抵抗運動の種々相を、イギリス支配の打倒という一点にしぼつて政治的に結集することが必要であつた。民衆の抵抗がノルマンディ解放の原動力となるためには、その政治的結集——民族的結集といつてもよからう——を促す、いわば求心的中核が与えられねばならなかつた。それではこのような政治的中核の役割を果したのは一体何ものであつたらうか。

この役割を一般封建貴族層に期待することは全く不可能であり、むしろ無意味といつてもよかつた。なぜなら彼らはすでに長くアルマニヤック、ブルゴーニユの両党派に分れてみにくい勢力争いを繰返し、しかもこのフランス貴族層の内乱が、民衆の生活を破壊するとともに、イギリスの侵略を誘発したのではなかつたか。さらに両党派はたがい

に相手を屈服させるためイギリス国王との提携をはかり、ヘンリー五世のノルマンディ侵略にアルマニャック党さえず手を拱いて、住民の果敢な抵抗を見殺しにしたのではなかったか。一般に貴族階級は対外戦争の中にもっぱら自己の個人的利益を追求し、党派争いを続け、時には敵国に通じ、民衆に対する封建的収奪を強化する。彼らは毛ほどの民族的観念、その萌芽をさえ知らず、彼らの封建意識はむしろ民族の形成に逆行する。民衆の抵抗を政治的・民族的に結集する資格が彼らに欠如していたのはいうまでもない。トマ・バザンは、一四三五年のコー地方の農民蜂起が潰滅し、つづいてこの地方にはなほだしい荒廢を招いた責任をフランス軍の隊長と土着の貴族の怠慢に帰しながら、憤りを以て次のように述べた。「彼らは民衆が立派に反乱を起しえたことをねたみ、恥知らずにも事実をまげて、もし民衆が自力でイギリス軍を駆逐するのに成功するならば、それはわれわれにとつてもフランス王国にとつても危険きわまりないことであると公言し、さらに彼らは多数の城砦がイギリス軍の手を離れて、そのため彼らの唯一の野心的のである掠奪が簡単にやれぬようになったことを嘆い

た」<sup>④</sup>。

バザンはまた同じ農民蜂起について次のように書いている。「農民を鼓舞したものは、フランス王国およびフランス国王に対する自然の愛情と結びついた熱狂であつた。彼らがその故国「コー地方」のほとんど全土をイギリス軍の手から奪回し、それを自分たちの国王の権力下に戻したのはそのためである」(傍点筆者)<sup>⑤</sup>。明らかに事実をまげた誇張の臭味が感じられる。しかし笑はここにこそ歴史的眞実の一端が表現されているのではなからうか。すなわち民衆の抵抗を政治的・民族的に結集しうるものは王権においてほかにないということ、都市の陰謀を宮廷に結びつけ、「悪党」の活動をその首領を通じて規制し、さらに農民の大衆蜂起に支援されて、ついにノルマンディの解放を達成しうるのは国王以外の何ものでもないということである。この事実こそ当時のなお未熟な民族意識ないし民族的結集のあり方、つまりその時代的限界性を示すものにはかならない。すなわち当時なおその結集の基礎脆弱なフランス民族は、結集の中核に国王を据えることなしには、一つの共同体として自らを實現することができなかつたのである。

従つて一般にいわれるように、この時代の民族意識は「君主に対する臣民の愛着」であり、民族的連帯意識は「玉座に結びつく意識」であった。まさに「民族的統一が未だ実現されず、国王が秩序と王国の統一を体现する時代には、

《sentiment monarchique》と《sentiment patriotique》とは一つになる」。いかえれば、国王への忠誠と民族意識とは区別しがたく結合していたのである。一四一九年の末近く、パリ司教ジェラルド・ド・モンテギユ *Guarde de*

*Montaigu* が、イギリスの侵略に対抗して一致団結し、

「国王の唯一の子息にして唯一の後継者」《*le seul filz et seul héritier du Roy*》たる皇太子シャルルのもとに結集すべきことをパリ市民に訴えたとき、彼の心に蔽した民族意識が以上のようなものであつたことはいうまでもない。

この時代の民族意識を代弁するといわれるアラン・シャルチエやロベール・ブロンデルらの思想もまたその例外ではなかつたはずである。

しかし国王シャルル七世が民衆の抵抗運動を政治的に結集することによつて、このような民族意識のいわば象徴的中核たる役割を果しうるためには、克服されるべき若干の障

害が横たわつていた。まず彼の正統性が問題であつた。トリア条約はイギリス王家に正統のフランス国王たる資格を約束することによつて彼の王位継承権を否認し、しかも彼の出生についての疑惑がその立場をますます苦しくした。

シャルルこそ正統の君主であるとの保証は必らずしも明確ではなかつた。この混乱と疑惑がフランスの民族的結集を妨げた。いうまでもなくランスでの戴冠式（一四二九年七月）が彼の正統性を最後の立証した。民族的結集はようやく確固とした中核を与えられることになつた。ちなみに、ジャンヌ・ダルクの歴史的意義は何よりもこの点にこそ求められるべきであらう。

しかしより重要な障害は王権と党派性の問題にあつた。アルマニャックとブルゴーニュの封建的党派の抗争はすでに皇太子シャルルをその渦中にまきこみ、彼はジャン・サン・プール *Jean sans Peur* 暗殺（一四一九年九月）の責任をとられてブルゴーニュ党と対立し、以後もつばらアルマニャック党の支持をたのむにいたつた。しかし一般の民衆がこのような封建貴族層の内部分裂にはほとんど興味も関心も示さず、むしろこの党派の抗争がイギリスの侵略を促

し、しかもこういう抗争に専念して王国の防衛に何らの実をも示さぬ封建支配階級に対して憎悪の念を抱いていたことはいうまでもない。しかもシャルルがたのみとするアルマニャック党は、そのかつての暴政のゆえにパリを中心とする北フランス一帯の怨嗟の的である。アルマニャック党の国王シャルルがどうして民衆の動きと結ぶことをえようか。シャルル七世が民衆の抵抗を政治的に結集し、この民族的結集の力を対イギリス攻撃に向けうるためには、ともかくもまずそのアルマニャックの党流性を脱皮し、党派的な一般貴族層から超越することが必要であつた。党派意識よりも民族意識にその基礎をもつ王権、少なくとも外見上超越的な——絶対主義においてその全き姿態を示すにいたる——王権を確立することが急務であつた。行政機構ならびに軍事制度の改革、封建的分裂を固執する貴族勢力の抑圧と並行し、むしろそれらによつて実質的に裏づけられながら、いわば上からの民族形成の努力が国王の側近で進展した。「真のフランス人」、逆に「国を棄てたフランス人」または「イギリス人的フランス人」といつた奇妙に近代的な表現が国王の側近で用いられたこと、また「祖国」<sup>④</sup>、<sup>⑤</sup>

なる語をラテン語から移してはじめて用いたのが、<sup>⑥</sup>はかでもない国王シャルルの編年史家ジャン・シャルチエ Jean Chartier であつたことは注目に価する。ことにいわゆる法曹家たちは新しい法理論を展開して王権の保障にとめながら、イギリスとの戦争を以て英仏両民族の闘争と判断し、人民個々人の中立的立場を否認することによつて民族の連帯性を強調し、さらに教会法や自然法に基く個人の正当な権利も公共の利益のためには犠牲にされるべきことを主張した。イギリス軍の占領中その駐留兵と婚約したパリ娘が結婚の許可を求めたとき、結婚すればフランスの娘が現在交戦中の相手たるイギリス人となるがゆえに、それは不可能であると宣告した一四三七年のパルマンの判決例、また、ルッカ出身のイタリア商人と結婚し、パリ解放後イギリス軍に従つた夫のあとを追つてルーアンに赴き、そこで一四四一年までに四人の子供を生んだパリの女に対し、公共の利益と国王に対する服従の義務が夫に従う義務に優先すべきであり、さらに敵地で子供をもつことは敵の力を強化するとして、その財産の没収を認可した同じくパルマンの判決例は、ともに以上の点からきわめて興味あ

る史料といえよう。<sup>①④</sup>

要するに百年戦争末期のフランス王権は、ノルマンディなどのイギリス占領地に広く展開された民衆の抵抗運動を政治的・民族的に結集し、ほとんど王国全土からイギリス軍を駆逐することによつて、フランス民族ないし民族意識の形成に積極的な役割を果した。王権はまさに民族の象徴の中核であり、未だその基礎的諸条件の成熟せぬフランス民族は、王権をまっぴがはじめてその国土の統一を維持することができた。絶対主義前夜の王権が担つた経過的進歩性がここにも浮彫されている。とはいへ、このような王権による民族的結集を、それに肉づけを与えることによつて可能にしたもの、すなわちフランス民族形成の基本的エネルギーが、直接には生活を守り平和を求める民衆の運動にあつたことはあらためていうまでもない。「王権は『形成途上の民族』を代表する。革命的諸要素は王権の支持を求め、王権は革命的諸要素に支えられ、かつそれを鼓舞する」といつてもよからう。

①たとえば、ロムール・ブロンデル *R. Blondel* は皇太子シャルル(七世)を熱烈に支持して彼を弁護し、クリスチアーヌ・マ

リサン *Ch. de Pisan* は「何よりもフランス王国の惨禍に悲嘆の涙を注ぎ」またマラン・シャルチエ *Alain Chartier* は「なやみの禍、われとわが家に降りかかるとも、フランスに神明加護のあざんこそぞ」と書きた (Martin, op. cit., p. 175 f.; Defournaux, op. cit., p. 278f.)。またブールジヤのシャルル七世の側近で、忠誠を守るものを指して「真のフランス人」、敵方にはしつたものに対して「国を棄てたフランス人」または「イギリス人的フランス人」とらう表現が用いられたことも注目に価する (Perroy, op. cit., pp. 291—292)。

② Calmette, op. cit., p. 16. (邦訳一七頁)

③ Martin, op. cit., pp. 169—170; Willard, op. cit., pp. 31—32.

④ Basin, op. cit., Tome I, p. 224 f.

⑤ Ibid., p. 220.

⑥ Perroy, op. cit., p. 292.

⑦ F. Lot, *La France des origines à la guerre de Cent ans*, 1948, p. 273.

⑧ Willard, op. cit., p. 30.

⑨ Calmette et Deprez, op. cit., pp. 364—365.

⑩ 本節註①参照

⑪ d'Avout, op. cit., p. 370 f.

⑫ 本節註①参照

⑬ Martin, op. cit., p. 174.

⑭ A. Bossant, *L'Idée de nation et la jurisprudence du Parlement de Paris au XVe siècle* (R. H., 204, 1950).

⑮ Willard, op. cit., p. 46.